

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率の見直しについて～

被保険者の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決められています。令和8年度からは、子ども・子育て支援金制度の施行により、新たに「子ども分」も加わりました。令和8・9年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

<医療分>

■ 均等割 (被保険者が等しく負担)	令和6・7年度 (年間) 52,953円	⇒	令和8・9年度 (年間) 59,963円 (7,010円増)
■ 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	令和6・7年度 (年間) 11.79%	⇒	令和8・9年度 (年間) 11.61% (0.18ポイント減)
■ 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	令和6・7年度 (年間) 80万円	⇒	令和8・9年度 (年間) 85万円 (5万円増)

<子ども分>

■ 均等割 (被保険者が等しく負担)	令和8年度 (年間) 1,364円
■ 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	令和8年度 (年間) 0.28%
■ 賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	令和8年度 (年間) 21,000円



※ 子ども・子育て支援金制度の詳細は、こども家庭庁ホームページをご覧ください ⇒



☆ 均等割軽減の見直し

- ①5割・2割軽減に係る所得判定基準の見直し
軽減割合の対象となる所得要件は次のとおりです。
※ 軽減割合は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定されます。

<令和8年度>

軽減割合	被保険者と世帯主の所得の合計額
5割軽減	(43万円 + (31万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)) 以下の世帯
2割軽減	(43万円 + (57万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)) 以下の世帯

- ②7割軽減率の見直し
医療分保険料均等割軽減のうち、7割軽減対象者は、制度改正影響緩和のため7.2割軽減となります。
※子ども分は変わりません

令和8年度の保険料額の決定とお支払いについては、7月に個別にお知らせします。

お問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
福祉課国保医療年金係 ☎68-7004 (課直通)